

道路占有 道路工事施工承認 道路使用許可について

道路占有許可について

・道路法第32条では、「道路に工作物や物件、施設を設ける場合は、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。」とされています。例として

1. 家庭等で使用する雨水等の放流管を道路横断して埋設する場合
2. 工事用足場を道路の設置する場合
などが道路占有許可の対象となります。

◎人力で持ち上げられるような簡易な物は不要とします。

- ・許可要件を満たしている場合は、1週間程度で許可書を発行しております。
- ・占有期間は原則5年とし、継続する場合は更新申請をしなければなりません。(更新申請は、役場より通知します。)
- ・許可内容の変更や撤去する場合も申請が必要です。
- ・占有料の有無は、条例で定めております。

道路工事施工承認について

・道路法24条では、「道路管理者以外の者が道路に関する工事又は維持すること。」とされています。例として

1. 道路からの乗入口を設置する場合（道路側溝蓋等）
2. 養生鉄板敷を設置する場合（占有の可能性もあるため要相談）
などが該当します。

・道路占有との違いは、占有は工事完了後も申請者が管理しなければなりません、施工承認は工事完了後、町が管理します。

◎基本的に道路上で作業を行う場合は、占有か施工承認のどちらかに該当しますので、計画されている場合は、事前に多気町役場建設課管理係までご相談ください。

道路使用許可(道路交通障害)について

- ・道路交通法では、道路において工事、作業等道路を使用する行為については、所轄警察署長の許可及び、所轄消防署長の許可が必要です。
- ・多気町では、警察署へ提出した書類のコピー、消防署許可書の写しに合わせて、工事する字の区長の同意書が必要です。